

会議室の利用案内

【会議室の開放について】

社会福祉協議会では、会議室を本会事業で使用する以外の未使用となっている時間帯について、市民の各種団体の活動支援を目的として暫定的に貸し出します。(H28_10_3より受付開始)

【ご利用いただける団体】

次のいずれにも該当する団体

市内に活動拠点をおいて活動している団体

団体構成員は成人5名以上で過半数が市内在住であること



【ご利用いただける会議室】(社会福祉協議会2階)

会議室A(約51㎡)机10脚 椅子30脚<教室形式>

会議室B(約45㎡)机8脚 椅子24脚<口の字形式>

【その他の設備】

トイレ(男性用1・女性用1)・正面玄関及び2階への通路は階段のみです。

【ご利用時間】<午前・午後の枠貸しです>

平日の 午前枠)9時~12時

午後枠)13時~17時

(土日・祝日・年末年始はお休みです)

注意 1日同じ会議室を午前・午後両枠で使用の際も、12時~13時の間は使用できませんので、一旦退室していただきます。

注意 17時15分には玄関が施錠されますので使用時間にはご注意ください。

【使用料】

無 料

【ご協力いただくこと】

飲食については、原則禁止です(会食等を行うことはできません)が、会議時に使用するお茶などの飲料については持ち込んで、飲んでいただくことは問題ありません。

机及び椅子の配置は原状回復をお願いいたします。

ごみは持ち帰りになります。

会議室の清掃(使用時間内で最後に清掃をお願いいたします。清掃は基本掃除機・雑巾により行ってください。掃除機、雑巾は2階「トイレ手前の廊下」に設置してあります。)

【申込方法】

利用を希望される使用日の2ヵ月前の同日(2ヵ月前の同日が休みの日の場合には翌営業日)からの13時より窓口もしくは電話(042-386-0294)にて予約を受け付けます。予約は3日前までとなります。(例:6月1日の予約は4月1日の13時より5月29

日の17時まで)

2ヵ月前の同日13時に窓口へ直接来所された方を優先とします。その時点で複数団体の方がいらっしゃる場合には抽選とします。

部屋の空き状況は2ヵ月前の同日8時30分から確認できます。お電話で部屋の空き状況を確認していただくことをお勧めします。(TEL: 042-386-0294)

予約期間のぎりぎりでも電話で予約をした場合でも申請の手続きが3日前までに完了できない場合はお貸しできません。

ひと月の最大申込は3件までとします。(申請書1枚を1件と数えます)

予約後、本会所定の使用許可申請書に必要事項を記入の上、提出いただき、許可書が発行されて申込が完了いたします。使用許可申請書の提出は使用日の2ヵ月前から3日前までに行う必要があります。3日前までにご提出しない場合、予約は自動的にキャンセルされますのでご注意ください。

【特別な事項】

次の事項が生じた場合には、会議室の使用を停止し、使用許可を取り消す場合があります。

使用の目的に違反したとき。

災害その他の事故により会議室等の使用ができなくなったとき。

公益上その他特に必要と認める事態が生じたとき。

【備え付けの備品】(社協事業で使用する場合には使用できないこともございます。)

会議室A

テレビ(但し地上波デジタル放送等は受信できません)

DVDプレーヤー ホワイトボード アンプ・マイク 案内表示版

会議室B

マグネット式ホワイトボード(脱着には機材が必要ですので1階職員に申し出て下さい)・

案内表示版

(お願い) 備品類が破損した場合にはすぐに修繕もしくは交換はできませんので、ご利用に当たっては皆さまのご配慮をお願いいたします。

【管理担当部署】

社会福祉法人小金井市社会福祉協議会【業務係】

〒184-0004 小金井市本町五丁目36番17号 Tel: 042-386-0294 Fax: 042-386-1294

